

第4章 重点区域の位置及び区域

4-1.重点区域設定の考え方

本市には、地域特性や時代背景のもと、長い歴史の中で人々が築き上げ、継承してきた多様な歴史的風致が形成されており、第2章の「岡崎市の維持向上すべき歴史的風致」に示したように、各地域独自の歴史的風致が現在も息づいている。

- 1 家康公生誕の地にみる歴史的風致
- 2 東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致
- 3 滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致
- 4 岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致
- 5 郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致
- 6 六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致
- 7 額田地区の山里の暮らしにみる歴史的風致

これらの歴史的風致が存在する地域のうち、重点区域は、その区域内に国指定文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物が数多く集積し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、市として特段の施策を講じることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的かつ重点的に推進することによって施策の効果が市域全体にも波及することなども考慮しながら、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を設定するものとする。

設定にあたっては、第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本市がこれまで歴史文化を活かすために実施してきた様々な取組みや施策、総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置づけを踏まえることとする。

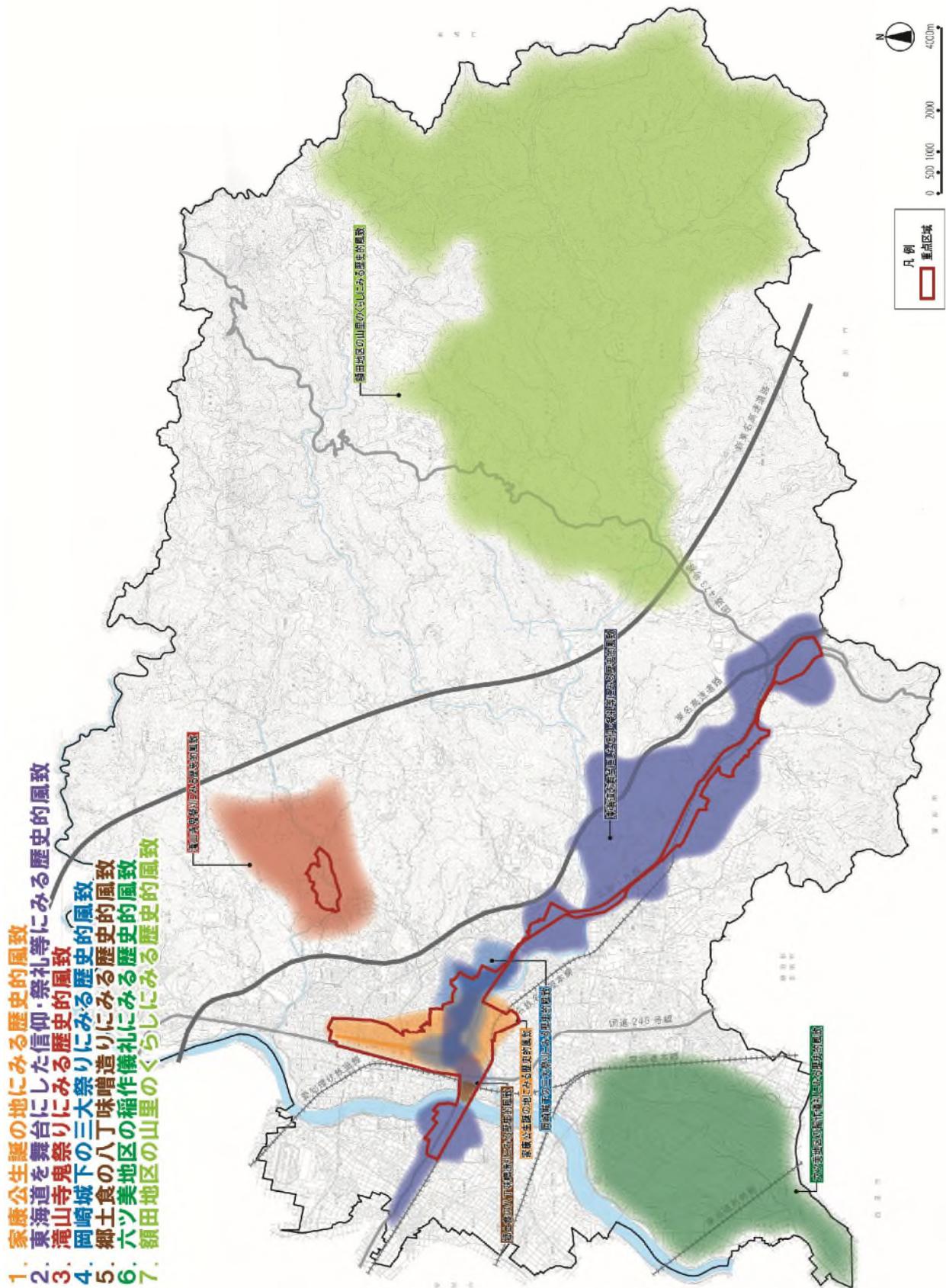
また、歴史まちづくり法第2条第2項には、重点区域設定の土地の区域の要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」とあり、これらを含む区域を重点区域とする。

本市には、東海道の宿場町であった岡崎宿、藤川宿、また、城下町として栄えた岡崎城を中心とした江戸時代からの町割りを今に残す市街地、そして由緒ある社寺や昔ながらの生業が行われる建造物が所在し、そこでは江戸時代前後から続く神輿渡御、神輿には欠かせないお囃子や木遣り、八丁味噌や三河仏壇、石製品等の伝統産業など人々の活動が営まれている。

これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法や景観法又は屋外広告物法等に基づく規制、その他多種多様な施策によって、これまでもその維持向上を図ってきているところではあるが、往時の生業や文化を今に体験できる歴史的な建造物の減少と変化、少子高齢化等に伴う地域コミュニティの衰退、伝統産業や伝統文化の後継者不足などにより、本市固有の歴史的風致が徐々に失われつつある。

このため、本計画では、これらの課題を解決し、今残されている歴史的風致を守り、育て、次世代へ伝えていくために、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえて重点区域を設定する。「家康公生誕の地にみる歴史的風致」「東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致」「岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致」「郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルである岡崎城を中心として、大樹寺を始めとする松平氏・徳川家ゆかりの社寺周辺、及び近世の宿場町であった岡崎宿、藤川宿を含む旧東海道沿いを加えた地域を「岡崎城下及び東海道地区」として、また、重要文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物の集積が見られる「滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致」のうち、祭りの巡行経路を中心とした地域を「滝山寺地区」として重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合等に随時見直しを行うものとする。



1. 家康公生誕の地にみる歴史的風致
2. 東海道を舞台にした信仰・祭礼等による歴史的風致
3. 滝山寺の三大祭りにみる歴史的風致
4. 岡崎城下の八丁味噌造りにみる歴史的風致
5. 郷土食の稲作儀礼にみる歴史的風致
6. 六ツ美地区の山里のくぐらする歴史的風致
7. 瀬田地区の山王のくぐらする歴史的風致

図4-1-1 歴史的風致の範囲と重点区域の関係

(1)重点区域の位置

岡崎城下及び東海道地区

名称：岡崎城下及び東海道地区

面積：約 780 ヘクタール

重点区域は、祭りを支える氏子町等の範囲、社寺の分布等を考慮して、本市の象徴である岡崎城及び大樹寺(重要文化財)を結ぶ南北軸、そして東海道を中心とする東西軸を中心に、景観形成重点地区に指定している「大樹寺から岡崎城への眺望」「八帖地区」「藤川地区」を含み、松平氏・徳川家ゆかりの社寺である伊賀八幡宮(重要文化財)、龍城神社、六所神社(重要文化財)と、岡崎三大祭りの舞台となる菅生神社、岡崎天満宮、能見神明宮、東海道沿いの本宿神明社、山中八幡宮、津島神社、矢作神社、そして、八丁味噌本社事務所及び史料館等を含む範囲とする。

滝山寺地区

名称：滝山寺地区

面積：約 64 ヘクタール

重点区域は、祭りを支える氏子町等の範囲、社寺の分布等を考慮して、県道南大須鴨田線を中心に滝山寺三門、滝山寺本堂及び家康公ゆかりの滝山東照宮(いずれも重要文化財)を含み、それら歴史的建造物や市街地を舞台に繰り広げられる伝統的な祭りの巡行ルートの背景となる周辺の山並みや河川と一体となった歴史的な風情が感じられるまちなみを含む範囲とする。

(2)重点区域の区域(境界)

重点区域の区域(境界)は、下図及び次ページに示す表の地形地物等に基づいて設定する。

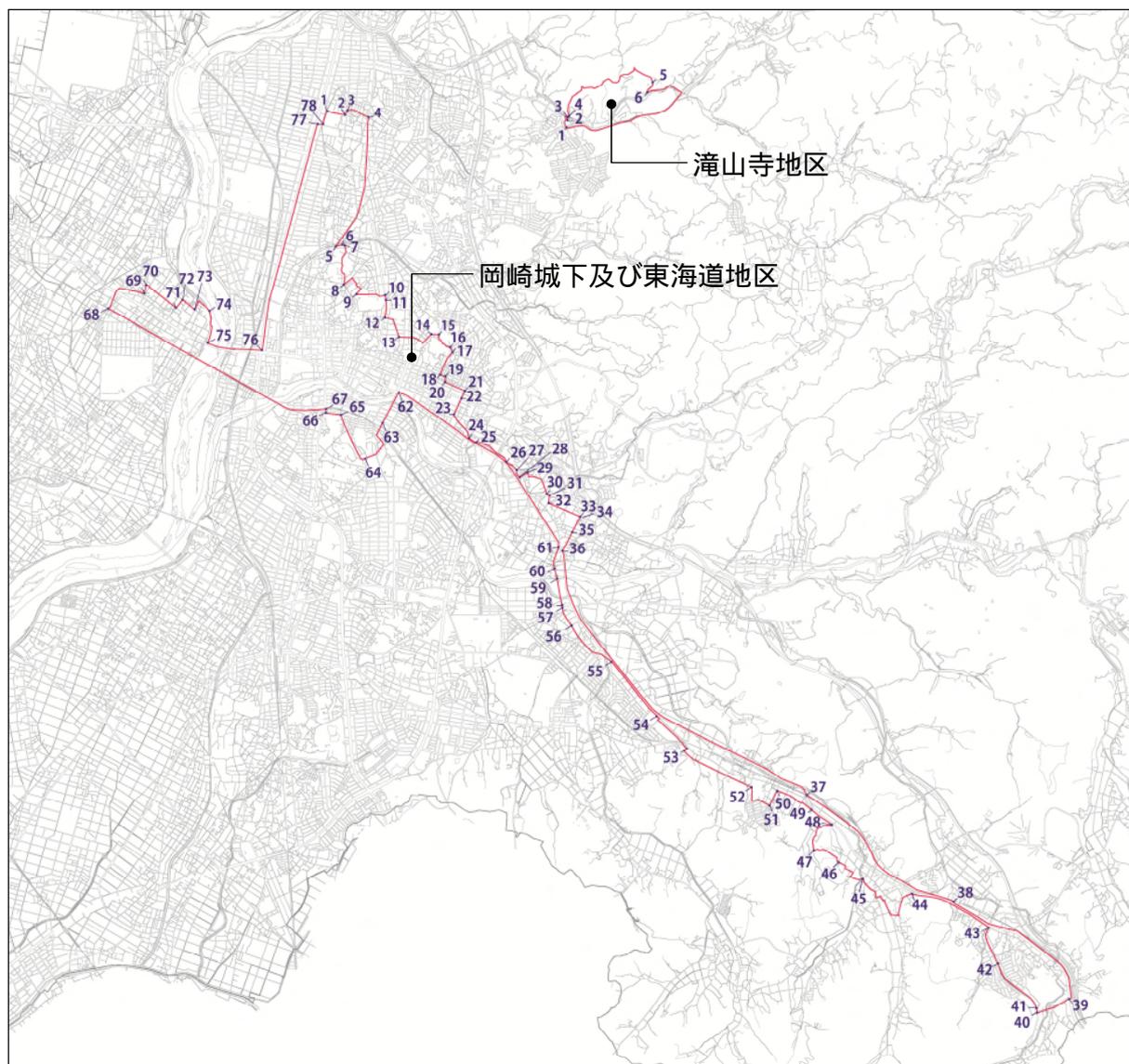


図4-2-2 重点区域の区域(境界) (图中番号は次ページの区間番号)

表4-2-1 重点区域の区域(境界)【岡崎城下及び東海道地区】

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 - 2	町界	2 - 3	市道楼赤城線
3 - 4	市道池内北浦線	4 - 5	主要地方道岡崎足助線
5 - 6	市道伊賀川堤7号線	6 - 7	市道伊賀町15号線
7 - 8	市道愛宕小学校西線	8 - 9	都市計画用途地域界
9 - 10	市道能見師範学校線	10 - 11	市道明代橋線
11 - 12	一般県道東大見岡崎線	12 - 13	市道梅園門前線
13 - 14	市道梅園町7号線	14 - 15	市道梅園小学校周囲線
15 - 16	都市計画用途地域界	16 - 17	市道中町10丁目1号線
17 - 18	市道岡崎環状線	18 - 19	市道東本願寺南線
19 - 20	市道中町7丁目6号線	20 - 21	市道中町7丁目4号線
21 - 22	市道小呂町19号線	22 - 23	市道市立病院東線
23 - 24	市道朝日町4丁目1号線	24 - 25	道路(里道)
25 - 26	更紗川	26 - 27	市道東名側道32号線
27 - 28	市道東名側道29号線	28 - 29	市道東名側道31号線
29 - 30	市道大平八幡北線	30 - 31	市道大平田口1号線
31 - 32	市道中町大平線	32 - 33	市道男川小学校北線
33 - 34	市道伝馬町線	34 - 35	市道男川小学校東線
35 - 36	市道大平35号線	36 - 37	一般国道1号
37 - 38	名古屋鉄道本線	38 - 39	一般国道1号
39 - 40	市道北尻線	40 - 41	市道グリーンランド52号線
41 - 42	市道グリーンランド33号線	42 - 43	市道本宿36号線
43 - 44	一般国道1号	44 - 45	都市計画市街化区域界
45 - 46	市道舞木12号線	46 - 47	市道山中八幡宮南線
47 - 48	市道市場10号線	48 - 49	一般国道1号
49 - 50	藤川地区景観形成重点地区界	50 - 51	市道藤川団地線
51 - 52	市道藤川団地1号線	52 - 53	都市計画市街化区域界
53 - 54	藤川地区景観形成重点地区界	54 - 55	一般国道1号
55 - 56	市道美合蓑川1号線	56 - 57	市道美合北屋敷1号線
57 - 58	主要地方道岡崎刈谷線	58 - 59	市道大平橋美合線
59 - 60	乙川	60 - 61	市道大平28号線
61 - 62	一般国道1号	62 - 63	市道明大寺吹矢橋線
63 - 64	市道明大寺戸崎線	64 - 65	市道明大寺西郷中1号線
65 - 66	都市計画用途地域界	66 - 67	一般県道岡崎幸田線
67 - 68	名古屋鉄道本線	68 - 69	都市計画用途地域界
69 - 70	市道矢作橋目線	70 - 71	市道中園矢作1号線
71 - 72	市道矢作9号線	72 - 73	市道矢作1号線
73 - 74	市道矢作37号線	74 - 75	都市計画市街化区域界
75 - 76	一般国道1号	76 - 77	一般国道248号
77 - 78	市道大樹寺南線	78 - 1	市道柿田川西側道1号線

表4-2-2 重点区域の区域(境界)【滝山寺地区】

区間	区域(境界)の位置	区間	区域(境界)の位置
1 - 2	市道滝長坂3号線	2 - 3	市道滝長坂1号線
3 - 4	青木川	4 - 5	尾根筋
5 - 6	市道山麓岡楽線	6 - 1	一般県道南大須鴨田線

4-3.重点区域の歴史的風致の維持向上による広域的な効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、特に代表的な社寺や岡崎のシンボルとして認知されている岡崎城を中心とする地区、そして旧東海道筋の社寺やかつて宿場町であった市街地等を対象としている。

重点区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境について、重点的かつ一体的な整備に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりとして効果的なシティプロモーションとなり、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本市の認知度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

また、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、本市固有の歴史的風致に対する地域住民の理解を一層深めることを通じ、岡崎の発展に尽くした先人に感謝の気持ちや敬意を抱くことで、市民のふるさと岡崎への愛情と誇りが生まれることを期待する。これにより、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

なお、重点区域は、岡崎市景観計画で位置づけている「景観形成重点地区」と連携することにより、いっそう効果的に歴史的風致の維持及び向上を図ることが可能となる。

本重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては、本市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。

第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携

重点区域における歴史的風致の維持向上に関する課題に対応するためには、良好な景観の形成に関する施策との連携を図り、総合的かつ一体的な取組みを展開していくことが必要である。

本市では、重点区域を中心に、都市計画法や景観法等の様々な制度の活用を通じて、良好な景観の形成に努めている。本計画の推進にあたっては、これらの既存の制度やこれまでに策定した計画の適切な運用とさらなる拡充を検討し、歴史的な建造物の周辺の景観や伝統的な活動の舞台や背景となる景観の形成を通じて、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

5-1. 重点区域における都市計画との連携(都市計画法)

(1) 区域区分及び用途地域

本市は、市域約 38,724 ヘクタールのうち、約 67%にあたる 26,079 ヘクタールが都市計画区域となっている。都市計画区域のうち、約 23%にあたる約 5,919 ヘクタールが市街化区域であり、約 77%にあたる約 20,160 ヘクタールが市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に指定されており、市街化区域の全域に用途地域が定められている。

本計画における重点区域は、全て都市計画区域内であり、「岡崎城下及び東海道地区」は、一部の市街化調整区域を除いて、ほぼ全域が市街化区域に指定されている。近世には城下町、又は宿場町等として繁栄し、その後も国道 1 号及び名古屋鉄道名古屋本線の主要交通が通るとともに、本市の玄関口である名鉄東岡崎駅を始め主要駅が位置する地域経済活動の中心地としてその発展を支えてきたことから、その多くの範囲が商業地域、近隣商業地域等の用途地域に指定され、適切な土地利用の誘導により、都市機能の集積と中心部を流れる一級河川乙川が織り成す自然環境とが調和した良好な都市的空間の形成が図られている。

一方、「滝山寺地区」は、全てが市街化調整区域に指定されており、無秩序な開発等が発生しないよう土地利用が制限されている。

今後においても、区域区分及び用途地域の指定状況を踏まえた上で、適切な土地利用の規制誘導によって周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

また、より明確かつ強制力のある景観形成を図る必要がある場合には、景観地区の活用も検討していくものとする。

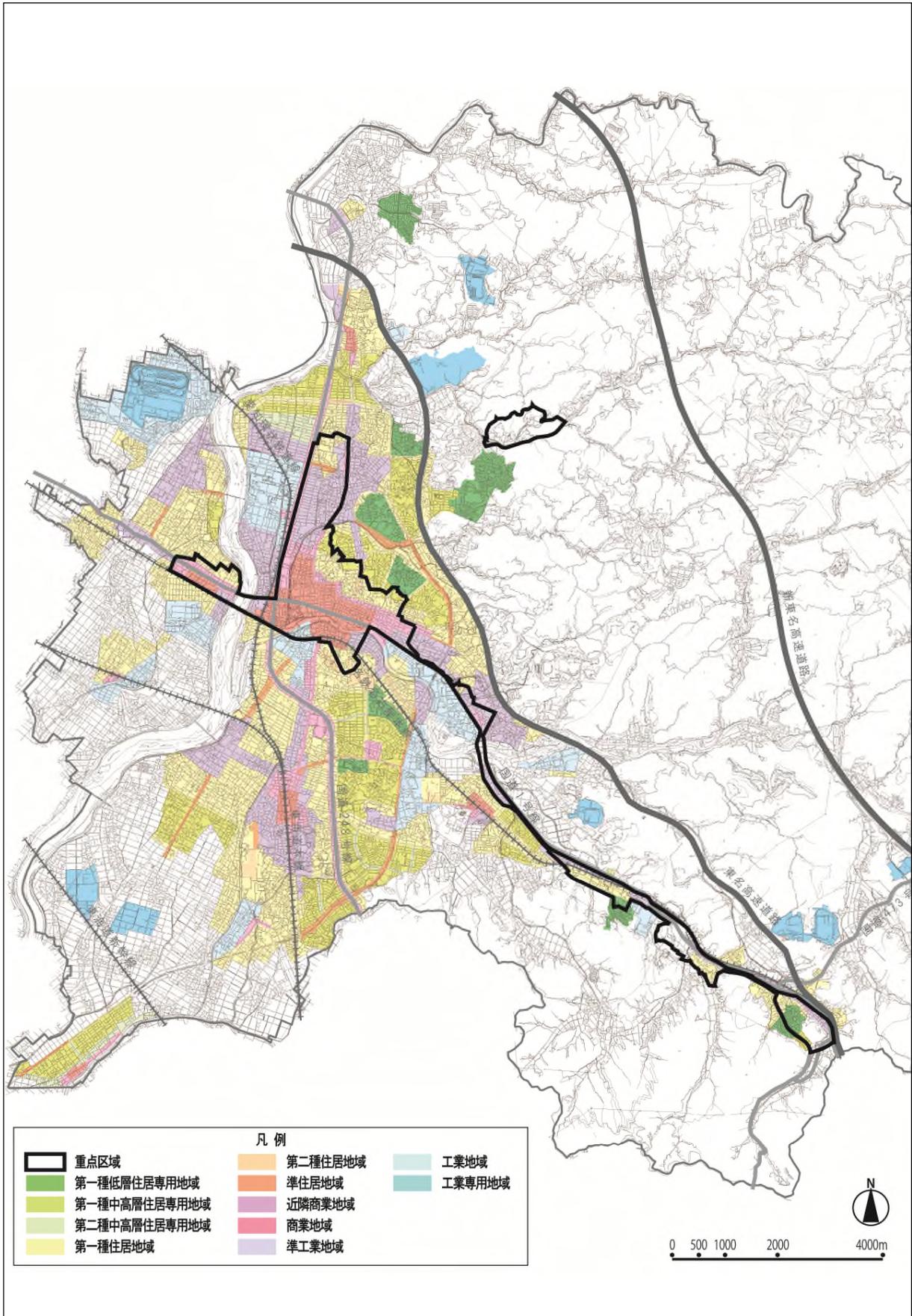


図5-1-1 用途地域と重点区域

(2)地区計画

本市では、地域の特性を踏まえ、良好な居住環境の保全と形成を目的とした地区計画の運用を進めている。

「岡崎城下及び東海道地区」においては、緩和型地区計画により伝統的な地場産業である八丁味噌を製造する味噌製造工場が立地する八帖地区で、原動機を使用する豆味噌製造工場及びそれに併設する豆味噌関連加工食品製造工場に対する作業場の床面積の制限が緩和されるなど、地域の特性を活かした計画となっている。

今後においても、地域の特性に応じてきめ細やかなルールを定める制度を活用して、周辺に見られる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。

(3)高度地区

本市では、地域の特性に応じた良好な居住環境を保全し、秩序ある良好なまちなみの形成を目的として、高度地区の指定によって建築物の最高高さについて規制誘導している。

中心市街地及び名鉄東岡崎駅からJR岡崎駅周辺までを除いた住居系用途地域（第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）において、建築物の高さの最高限度を18メートル又は25メートルとしている。

今後においても、これらの最高高さの規制誘導により、周辺に見られる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。

表5-1-1 高度地区

種類	面積	建築物の高さの最高限度
第一種高度地区	約 1,338 ヘクタール	18メートル
第二種高度地区	約 1,479 ヘクタール	25メートル

適用除外

地区計画や風致地区で、既に高さ制限がある区域では、高度地区による制限値ではなく、地区計画などの制限値が最高高さとなる。

また、告示日(平成25年(2013)2月1日)に、既に建築されている(又は建築中の)建物は、高度地区の制限は適用されない。

(4)風致地区

都市における良好な自然環境の保全を目的とした制度として「風致地区」があり、市内の各地で指定されている。

「岡崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例」では、都市計画法の規定に基づき、市域のうち約 764 ヘクタールの風致地区において、本市の樹林地又は河川等の沿岸部、その他その状況がこれらに類する区域及び市街地における風致を維持することを目的とし、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採、その他の行為について必要な規制を行うため、市長の許可を受けなければならないこととしている。また、大樹寺、甲山、竜城等の 15 地区を地域内の地形や森林等の自然的要素の実情に応じて 2 種に区分(第 2 種・第 3 種風致地区)しており、地区ごとに建築物の高さ、建ぺい率、外壁後退距離、緑化率等を定めている。

重点区域のうち、「岡崎城下及び東海道地区」においては、岡崎城の旧城郭内や大樹寺周辺等が風致地区に指定され、歴史文化資産を活かした都市景観の維持・保全及び良好な市街地環境の一助となっている。

今後においても、本制度を適切に運用することで、まちなみと一体となって都市の景観を構成している市街地の良好な自然を保全するとともに、都市の自然風致を維持し、本市固有の歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。

表5-1-2 風致地区内における許可等の基準

項目	基準内容																				
1.建築物の建築、その他の工作物の建設	建築物等の位置、形態、意匠などが周辺の風致と調和すること 建築物が周辺の地面と接する位置の高低差が、6m以下であること 建築物の高さ、建ぺい率、外壁の後退距離、緑地率は次の基準を満たすこと																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">建物高さ(m)</th> <th rowspan="2">建ぺい率(%)</th> <th colspan="2">外壁の後退距離(m)</th> <th rowspan="2">緑地率(%)</th> </tr> <tr> <th>接道部</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種</td> <td>10以下</td> <td>30以下</td> <td>2以上</td> <td>1以上</td> <td>40以上</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>15以下</td> <td>40以下</td> <td>2以上</td> <td>1以上</td> <td>30以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	建物高さ(m)	建ぺい率(%)	外壁の後退距離(m)		緑地率(%)	接道部	その他	第2種	10以下	30以下	2以上	1以上	40以上	第3種	15以下	40以下	2以上	1以上	30以上
	区分				建物高さ(m)	建ぺい率(%)		外壁の後退距離(m)		緑地率(%)											
		接道部	その他																		
第2種	10以下	30以下	2以上	1以上	40以上																
第3種	15以下	40以下	2以上	1以上	30以上																
2.土地の形質の変更	周辺を含む木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと 緑地率、のりの高さ等は次の基準を満たすこと																				
3.木竹の伐採	木竹の伐採が周辺の風致を損うおそれが少ないこと 次のいずれかに該当すること ・建築物の建築その他工作物の建設、土地の形質の変更を行うための最小限度の伐採 ・森林の択伐 ・伐採後の成林が確実な森林の皆伐(1ha以下に限る) ・森林である土地の区域外における伐採																				
4.建築物等の色彩の変更	変更後の色彩が周辺の風致と調和すること																				
5.水面の埋立又は干拓	周辺を含む木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと 水面の埋立て又は干拓が周辺の風致と調和すること																				
6.土石の類の採取	採取の方法が、周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと																				
7.屋外の土石等の堆積	堆積行為が、周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと																				

5-2.重点区域における景観計画の活用(景観法)

本市では、昭和60年(1985)に「岡崎市都市景観環境条例」を制定、昭和63年(1988)には「岡崎市都市景観環境基本計画」を策定し、景観まちづくりを進めてきた。その後、景観への意識の高まりや平成16年(2004)の景観法施行など、景観を取り巻く社会環境が変化してきたことを踏まえ、平成24年(2012)に景観法に基づく「岡崎市景観計画」の策定及び「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」を改正し、景観法の諸制度を活用して良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めている。

景観計画では景観法の諸制度を活用するため、市全域を景観計画区域に指定し、建築物においては、高さが18メートルを超える又は延べ面積が1,000平方メートルを超える規模を対象に、一定の建築行為等に対し規制誘導を、また、景観計画区域のうち、優れた眺望景観又は良好な景観の保全及び創出を重点的に推進する必要がある区域として指定した「景観形成重点地区」においては、規模に関わらず全てを対象に、一定の建築行為等に対し地区独自のきめ細やかな規制誘導を、それぞれ景観まちづくりの方針や建築物等の形態意匠等に関する景観形成基準を定め、事前協議や届出勧告制度により景観まちづくりを推進している。

重点区域には、景観形成重点地区として指定している「八帖地区」「藤川地区」の2地区が含まれており、それぞれきめ細やかな規制誘導を行っている。

歴史的風致維持向上計画の重点区域と景観計画の景観形成重点地区を重ね、両計画を相乗効果的に関連づけることで、行為の届出を機会に、きめ細かな協議を行い、建築物等の景観誘導と歴史的風致に配慮した市街地整備を連携して推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

今後においては、既に指定されている景観形成重点地区において、地域住民の意向を踏まえて景観形成基準(行為の制限)の上乗せ等を随時検討し、拡充を図るとともに、新たな区域の指定など景観形成重点地区の拡大についても検討し、重点区域における歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていくものとする。

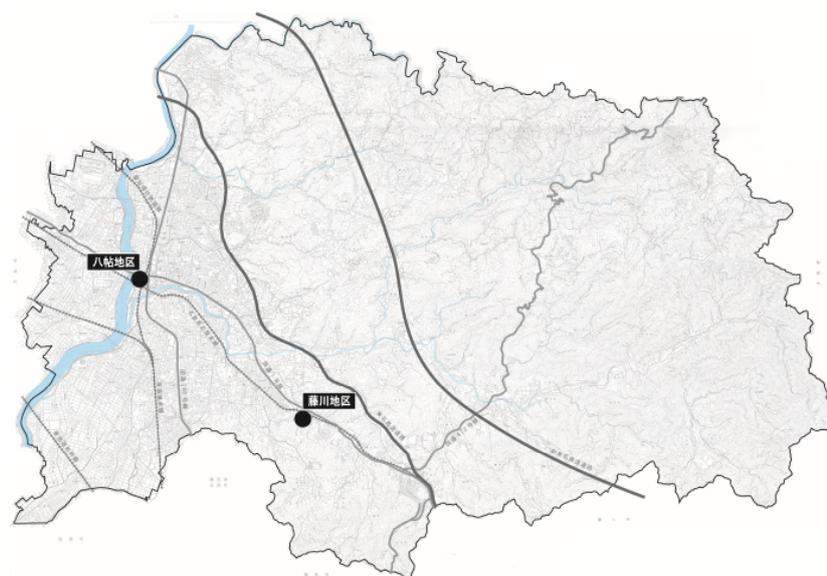


図5-2-1 景観形成重点地区

表5-2-1 景観形成重点地区の概要

名称	地区の概要	区域
八帖地区 (面積約 12.8 ヘクタール)	全国に名が知られる「八丁味噌」の地場産業や旧東海道の歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきた地区	旧東海道の陸運や矢作川の舟運とともに地場産業が発展してきた特性を踏まえた区域
藤川地区 (面積約 17.7 ヘクタール)	東海道の宿場町「藤川宿」の歴史文化を活かしたまちづくりを進めてきた旧東海道を軸とする地区	旧東海道の端から両側 20メートルを基本に、地形地物により一体的に捉えられる約2キロメートルにわたる区域

(1)市内全域対象の方針及び基準

良好な景観の形成に関する方針(景観まちづくりの基本方針)

豊かな自然環境と調和し、潤い、安らく景観形成
固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成
場の特性を読み解き、魅力を高める景観形成
周辺環境との関係性に配慮し、調和する景観形成
身近な活動を通じ、コミュニティを育む景観形成

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(大規模行為等の景観誘導)

A.景観形成基準

表5-2-2 大規模行為等における景観形成基準

項目	指導基準(勧告)
建築物 緑化	<p>□敷地面積の100分の5以上の緑化面積を確保すること。ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、緑化以外の方法により良好な景観の保全・創出に寄与するものと認める場合はこの限りでない。</p> <p>□新たに緑化を行う場合は、地域環境や土壌を含めた敷地条件を十分に確認し、緑化の目的に応じて、地域の自然環境と調和した樹種の選定や、植栽後の成長や維持管理を踏まえて行うこと。</p>

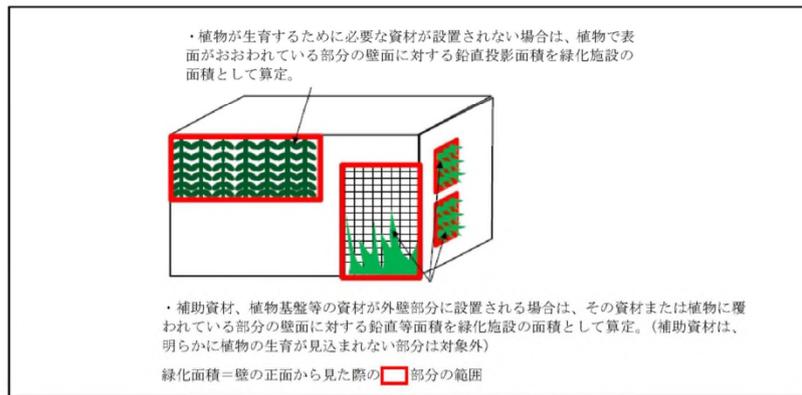
【緑化面積の算定方法】

※緑化面積の算定方法は、都市緑地法に定める緑化施設の鉛直投影面積を基本とし、樹木や地被植物、花壇等の他、水流や池(緑化されていない調整池等は除きます。)等も含めることとします。

※壁面や屋上等に設置する緑化施設については、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に見られる位置にあり、景観上の効果を期待できる場合は、緑化面積に含めることができます。

※既存の緑を保全する場合も緑化面積に含めることとします。

※壁面緑化にあつては、緑化施設が整備された外壁直立部分の鉛直投影面積の合計とします。



出典：都市緑地法改正のポイント（国土交通省）

イ.届出対象行為

表5-2-3 大規模行為等における届出対象行為

区分	規模	行為
建築物	□高さが18メートルを超える、又は延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの	□新築

(2)景観形成重点地区

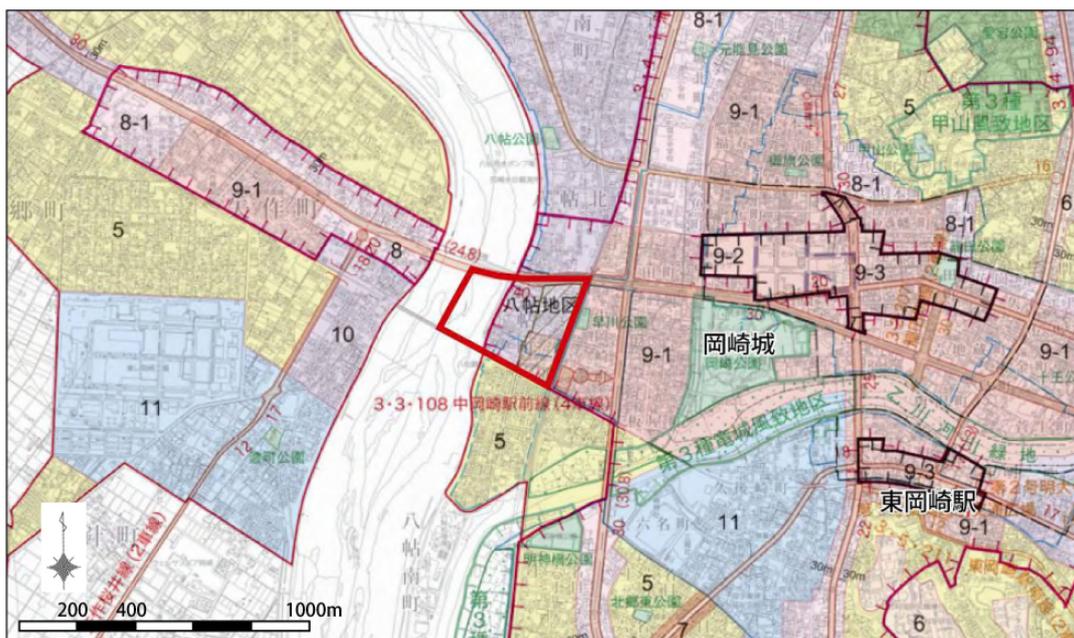
八帖地区景観形成重点地区

ア.地区の区域

八帖地区は、旧東海道や八丁味噌の地場産業に代表される歴史文化資産が旧東海道沿いだけでなく、一定の広がりのある範囲に分布していること、また、矢作川の舟運とともに発展してきた地区の特性を踏まえ、矢作川、鉄道及び国道に四方を囲まれた範囲を区域としている。



図5-2-2 八帖のまちなみ



※八帖地区の指定区域は、都市計画法に基づく商業地域及び準工業地域に位置づけられています。

図5-2-3 八帖地区景観形成重点地区の区域(広域)

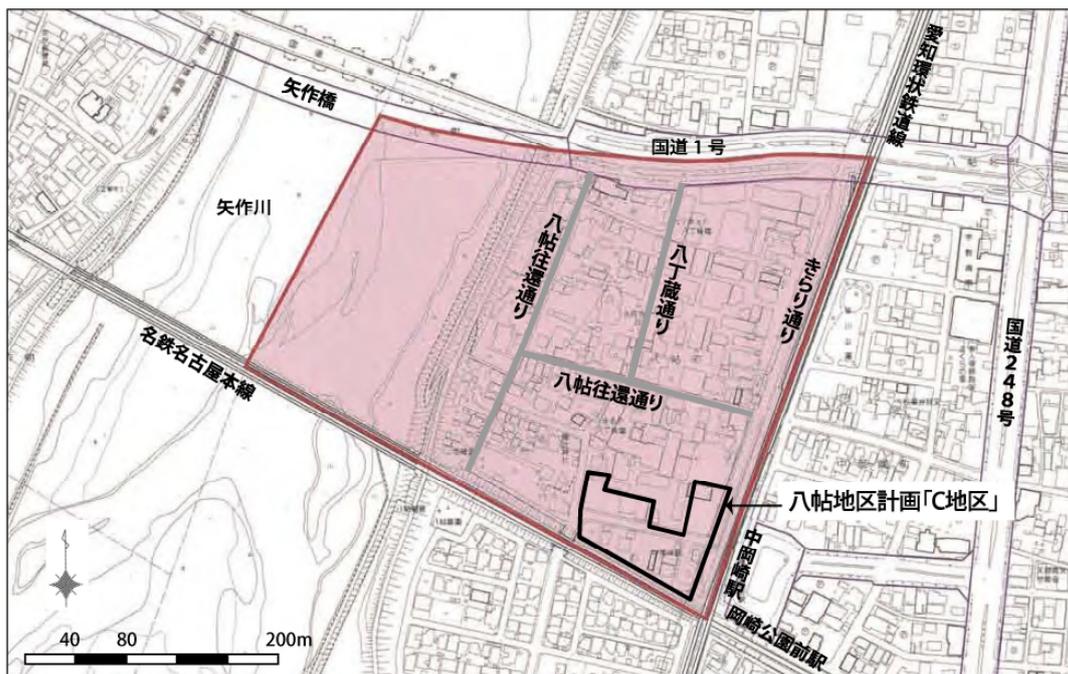


図5-2-4 八帖地区景観形成重点地区の区域(詳細)

イ.将来の景観像

くらしと地場産業が共生し、
活気あふれ、賑わいのあるまちなみ

ウ.景観形成方針

一人ひとりが地域への関心を高め、できることから主体的に取り組む
八丁味噌の蔵並み等を、「まちなみ」の核として活かす
まちの変化をつなぎ、共生により活力と賑わいを生み出す

エ.景観形成基準など

八帖らしいまちなみ景観を維持するため、建築物等の高さの最高限度を定めている。

表5-2-4 八帖地区景観形成重点地区における景観形成基準

項目		景観形成基準（勧告基準）
工 作 物	建 築 物 及 び 高 さ	<input type="checkbox"/> 地盤面からの高さが15メートルを超えないものとする。 <input type="checkbox"/> ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

表5-2-5 八帖地区景観形成重点地区における届出対象行為

区分	規模	行為
建築物	□高さが10メートルを超えるもの	□新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
工作物		□新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

※当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが届出対象行為の規模を超えるものを含む。

【適用除外】

- ◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項
- ◆都市計画法に基づく八帖地区計画の「C地区（商業地域）」
- ◆10メートルを超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

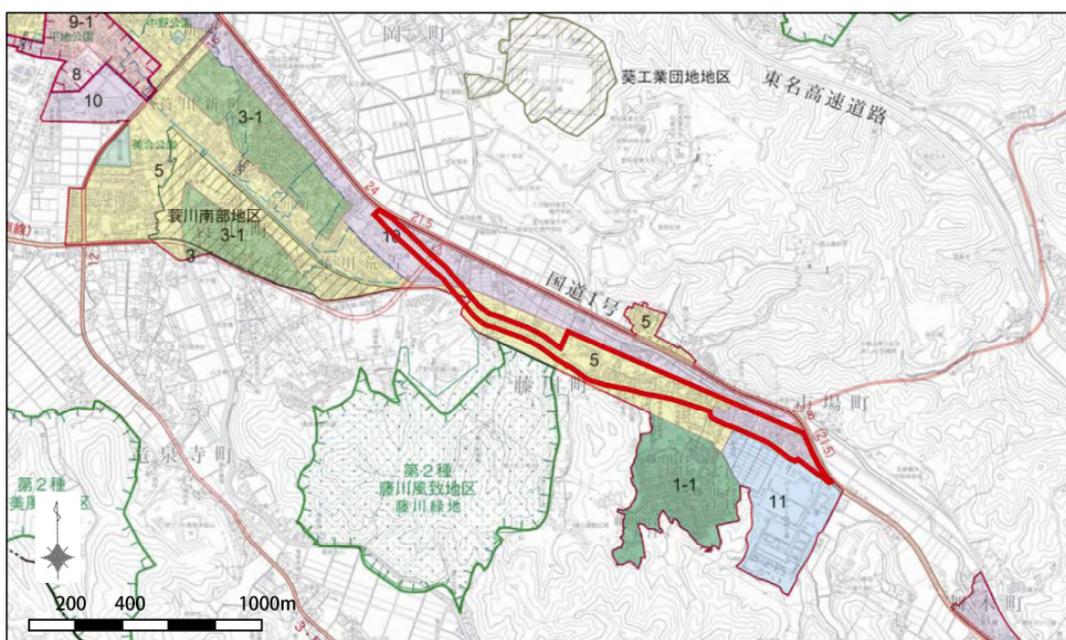
藤川地区景観形成重点地区

ア.地区の区域

旧東海道の端から両側20メートルを基本に、宿場町であった西棒鼻と東棒鼻の間については、路地や水路、地域の玄関口である藤川駅周辺を含め、鉄道や道路、河川等の地形地物により一体的に捉えられる区域としている。



図5-2-5 藤川のまちなみ



※藤川地区の指定区域は、都市計画法に基づく第一種住居地域及び準工業地域に位置づけられています。

図5-2-6 藤川地区景観形成重点地区の区域(広域)

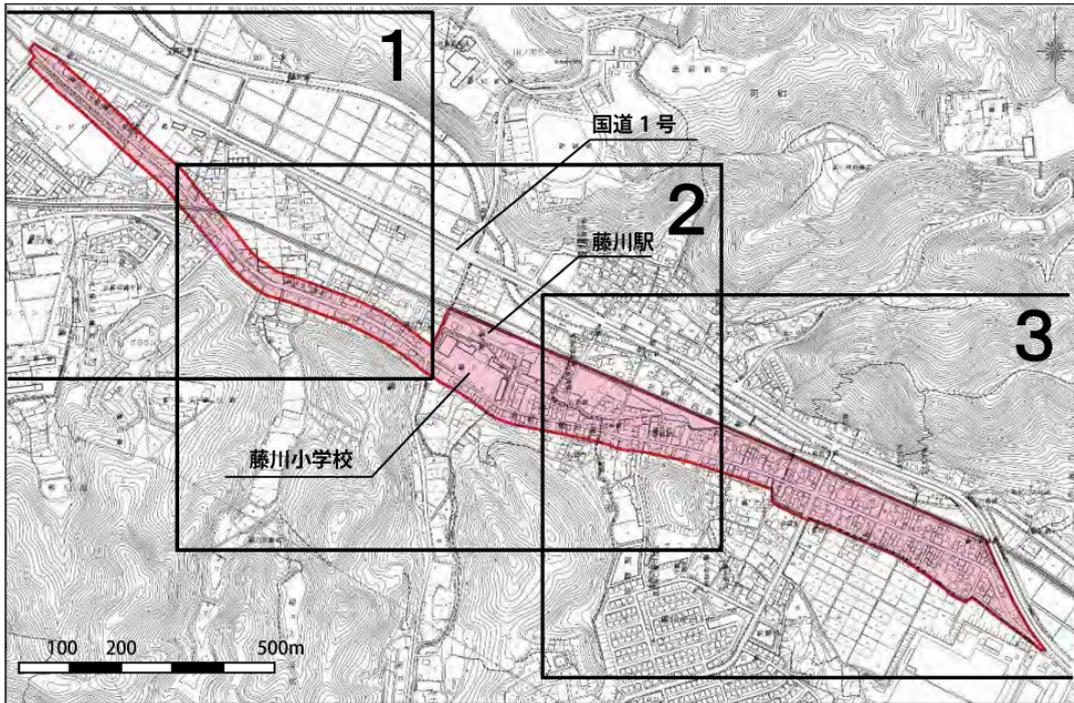


図5-2-7 藤川地区景観形成重点地区の区域(総括)

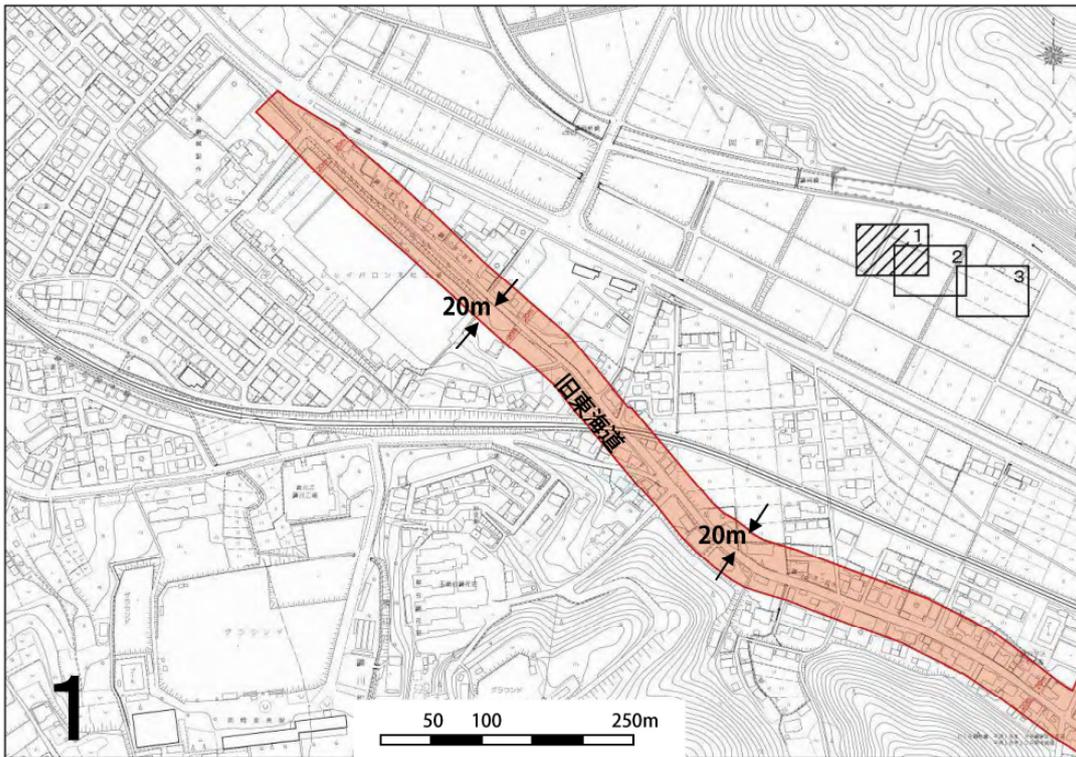


図5-2-8 藤川地区景観形成重点地区の区域(分割 1/3)

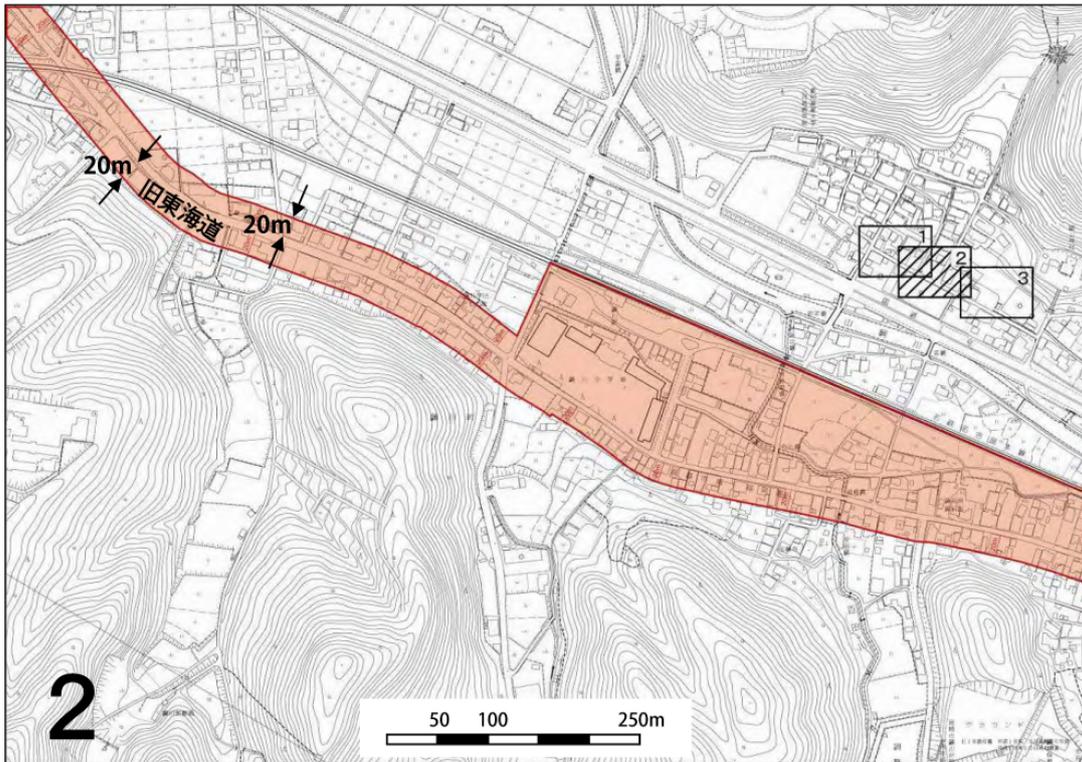


図5-2-9 藤川地区景観形成重点地区の区域(分割 2/3)

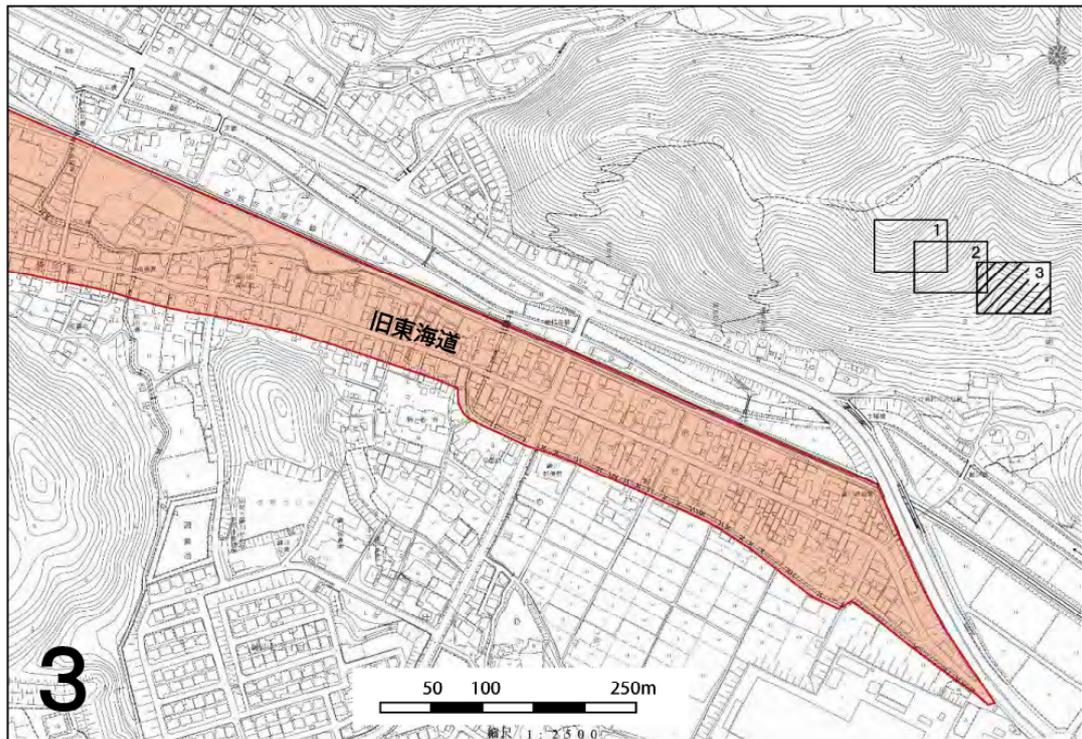


図5-2-10 藤川地区景観形成重点地区の区域(分割 3/3)

イ.将来の景観像

豊かに暮らしに
宿場町の風情がただよふまちなみ

ウ.景観形成方針

一人ひとりが地域への関心を高め、できることから主体的に取り組む
歴史的な建造物等を守り、「まちなみ」の核として活かす
まちの変化をつなぎ、生活環境の向上とともに宿場町の風情をつくる

エ.景観形成基準など

藤川らしいまちなみ景観を維持するため、建築物等の高さの最高限度を定めている。

表5-2-6 藤川地区景観形成重点地区における景観形成基準

項目		景観形成基準（勧告基準）
建築物及び工作物	高さ	<input type="checkbox"/> 地盤面からの高さが12メートルを超えないものとする。 <input type="checkbox"/> ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

表5-2-7 藤川地区景観形成重点地区における届出対象行為

区分	規模	行為
建築物	<input type="checkbox"/> 高さが10メートルを超えるもの	<input type="checkbox"/> 新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
工作物		<input type="checkbox"/> 新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

※当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが届出対象行為の規模を超えるものを含む。

【適用除外】

- ◆景観計画区域（市全域）の適用除外に定めた事項
- ◆10メートルを超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

【参考：岡崎市無電柱化推進計画】

令和3年(2021)度に、岡崎市無電柱化基本計画を岡崎市無電柱化推進計画として策定し、国の無電柱化推進計画と連携し、計画的な無電柱化を推進しています。これまで、リバーフロント地区やシビックコア周辺などにおいて整備を行ってきました。



リバーフロント地区



シビックコア周辺

【電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例】

円滑な交通の確保に該当しない場合においても、景観上の必要性が高い地区・歴史的まちなみを形成する地区等の非幹線道路を景観重要道路として景観計画に位置づけることで、電線共同溝法における「電線共同溝整備道路」に指定することが可能となり、その整備が促進されます。

(3)景観重要建造物

景観法第19条の規定に基づき、市長が良好な景観の形成に寄与する重要な建造物を、所有者の意見を聴き指定するものである。現在、12件を指定している。

表5-2-8 景観重要建造物の指定基準

(1)以下のいずれかに該当し、地域の自然、歴史、文化などからみて、建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。	
地域の拠点や象徴であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・人々が集まる地域の拠点として長年にわたり親しまれてきたもの ・芸術・文化等で取り上げられたもの、あるいは歴史上の著名人との関わり等のいわれがあり地域で親しまれているもの ・本市の象徴である岡崎城の建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園等
地域の歴史を伝えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・商家や蔵、社寺など、城下町や宿場町、門前町としての歴史を物語る伝統的な建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石、庭園等 ・伝統的な地場産業を今に伝える建造物とそれらと一体となって景観を形成している煙突や塀、敷石等 ・本市の近代における発展を物語る洋風建築等の建造物とそれらと一体となった景観を構成している塀や敷石等 ・農家住宅や蔵、茅葺の屋根など、本市の山村集落、田園集落におけるくらしに根ざした伝統的建造物とそれらと一体となった景観を構成している石垣や水路、塀等 ・現代の社会において再現することが容易でないもの ・登録有形文化財に登録されているもの
景観上の役割が高いもの	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかどやアイストップ¹に位置するなど、地区レベルの景観形成に取り組む上で重要な位置にあるもの ・形態意匠に一定の様式美があり、地域の景観上のシンボルとして愛され親しまれているもの ・地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く現れており、地域の良好な景観形成の模範となるもの ・優れた建築デザインにより、地域の良好な景観の形成に寄与するもの
(2) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。	

表5-2-9 景観重要建造物指定一覧

第1号指定	岡崎城天守	(指定日:平成25年(2013)4月17日)
第2号指定	六供配水場配水塔	(指定日:平成25年(2013)5月31日)
第3号指定	旧石原家住宅	(指定日:平成25年(2013)8月30日)
第4号指定	旧野村家住宅(米屋)	(指定日:平成25年(2013)8月30日)
第5号指定	カクキュー八丁味噌	(指定日:平成26年(2014)10月30日)
第6号指定	まるや八丁味噌	(指定日:平成26年(2014)10月30日)
第7号指定	本光寺	(指定日:平成27年(2015)4月8日)
第8号指定	アイチ味噌溜店舗	(指定日:平成27年(2015)7月24日)
第9号指定	善立寺	(指定日:平成29年(2017)10月31日)
第10号指定	岡崎信用金庫資料館(旧岡崎銀行本店)	(指定日:平成29年(2017)10月31日)
第11号指定	日本福音ルーテル岡崎教会教会堂	(指定日:平成30年(2018)9月1日)
第12号指定	十王堂	(指定日:平成31年(2019)3月1日)

¹ 街角や通りの正面にあり、視線を引きつけたり、印象に残ったりするもの。山、建造物、樹木など。



図5-2-11 岡崎城天守



図5-2-12 六供配水場配水塔



図5-2-13 旧石原家住宅



図5-2-14 旧野村家住宅(米屋)



図5-2-15 カクキュー八丁味噌



図5-2-16 まるや八丁味噌



図5-2-17 本光寺

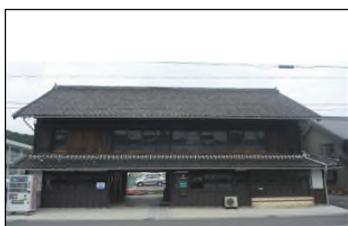


図5-2-18 アイチ味噌溜店舗



図5-2-19 善立寺



図5-2-20 岡崎信用金庫資料館



図5-2-21 日本福音ルーテル岡崎教会教会堂



図5-2-22 十王堂

今後においても、重点区域の良好な景観の形成に寄与する重要な建造物を、景観重要建造物に指定し、その建造物を核とするまちなみ景観の形成を進め、もって歴史的風致の維持向上を図っていく。

5-3.重点区域における屋外広告物の規制(屋外広告物法)

本市では、平成14年(2002)に「岡崎市屋外広告物条例」を制定し、市全域を禁止地域と許可地域に区分し、高さや大きさ等についての許可基準を設定して屋外広告物の規制誘導を行っている。

今後においても、重点区域やその周辺地域において、景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物の規制の強化の検討や地域の特性に応じたガイドラインを策定するなど、重点区域における歴史的風致の維持向上に関する実効性を高めていくとともに、積極的に歴史的風致に調和するよう、良好な屋外広告物の誘導を図っていくものとする。

表5-3-1 岡崎市屋外広告物条例に基づく禁止地域

禁止地域
(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区及び特別緑地保全地区並びに同項の規定により定められた生産緑地地区で市長が指定する区域
(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
(3) 愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域
(4) 岡崎市文化財保護条例(昭和33年岡崎市条例第11号)第6条第1項又は第25条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域で市長が指定する区域及び同条例第34条第1項の規定により指定された地域
(5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため指定された保安林
(6) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域
(7) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和48年愛知県条例第3号)第20条第1項の規定により指定された愛知県自然環境保全地域
(8) 高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち市長が指定する区域を除く。)の全区間並びに新幹線鉄道の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の市長が指定する区間並びに鉄道(新幹線鉄道を除く。)、軌道及び索道の市長が指定する区間
(9) 道路並びに鉄道、軌道及び索道に接続する地域で、市長が指定する区域
(10) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地等の公共空地で市長が指定する区域
(11) 河川、池沼、溪谷、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
(12) 官公署、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校を除く。)、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館及び体育館の敷地
(13) 古墳及び墓地並びに火葬場及び葬祭場の敷地
(14) 神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域

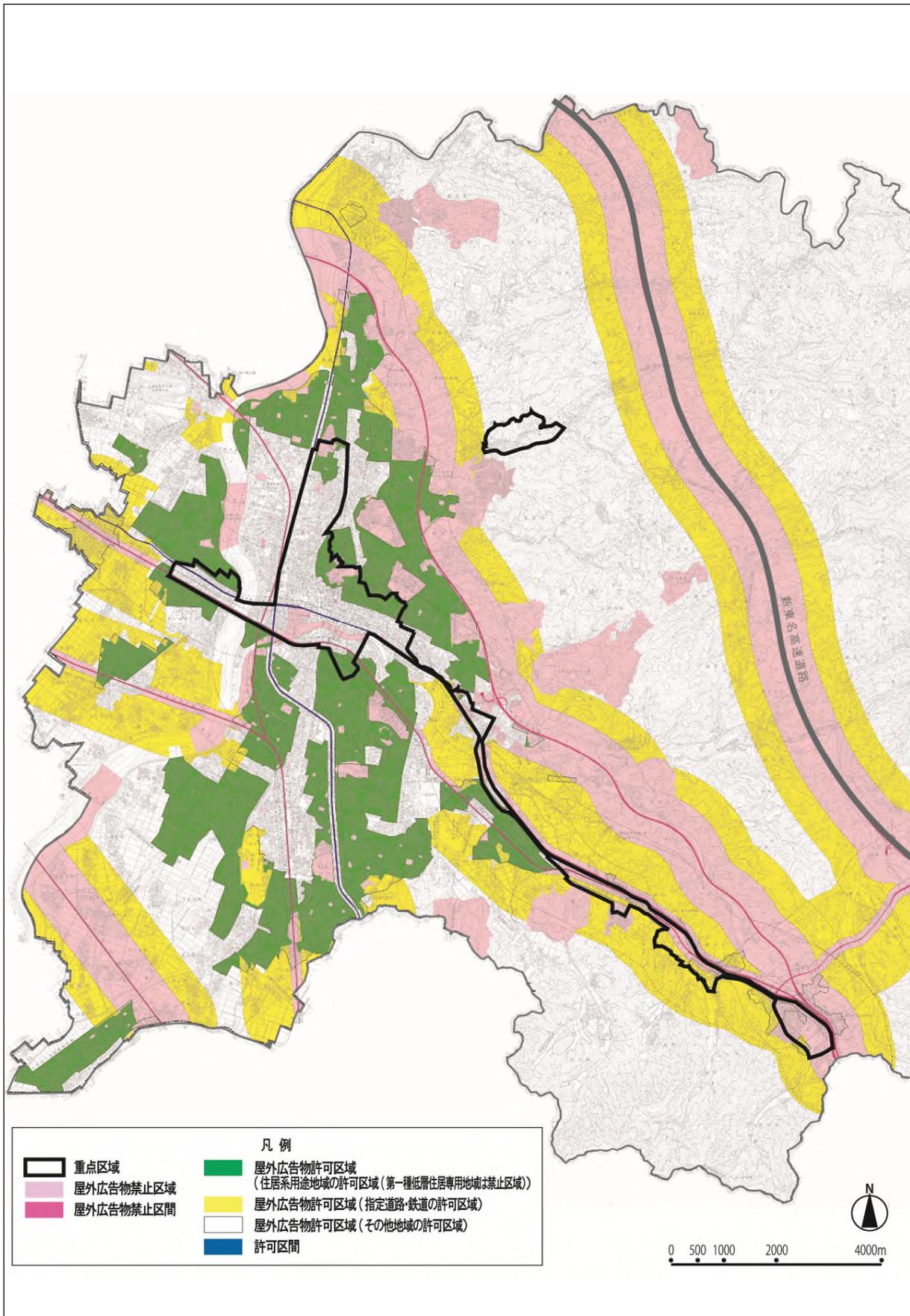


図5-3-1 屋外広告物の規制と重点区域 (屋外広告物の規制図は平成30年度作成)

5-4.重点区域における市独自条例の運用 (岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例)

(1)ふるさと景観資産 (条例第39条など関連)

市では、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観計画区域内の良好な景観の形成に寄与する建造物若しくは樹木、又はこれらと一体となって良好な景観の形成に寄与する土地その他の物件であり、規則で定める基準を満たしたものとして登録された「景観資産」のうち、以下の基準を満たすものを「ふるさと景観資産」として選定している。

選定された「ふるさと景観資産」の所有者または管理者は、当該ふるさと景観資産の良好な景観の形成における価値を尊重し、その保全に努めることが求められている。

なお、令和5年3月、「景観資産」の登録数は136件、そのうち「ふるさと景観資産」の選定数は、樹木が87件、樹木の集団(並木とそれ以外の集団)が37件、合計124件となっている。

表5-4-1 ふるさと景観資産の選定基準（「岡崎市景観資産及びふるさと景観資産の登録等に関する要綱」第4条より）

選定基準
<p>第4条 条例第39条第1項の規定によりふるさと景観資産として選定する場合の基準は、登録基準に加え、次の1号から3号までのいずれにも該当するものであって、次の4号又は5号に掲げるふるさと景観資産の区分に従い、当該各号に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 地域住民に親しまれていること</p> <p>(2) 保全及び活用の活動の内容が明らかなもの</p> <p>(3) 所有者の同意が得られたもの</p> <p>(4) ふるさとの名木 樹木が健全であり、樹容が美観上特に優れていると認めるもので、かつ、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 地上1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 樹木の高さが地上15メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 株立ちした樹木の高さが3メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 樹木がはん登性のもので、高さが3メートル以上で、かつ、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 奇形木又は珍奇な樹木で相当な樹齢を経たものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 希少価値又は歴史的価値があるものとして認められ、かつ、保全の必要があると認めるものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">キ 当該地域において教育的な価値があるものとして認められ、かつ、保全する必要があると認めるものであること。</p> <p>(5) ふるさとの森 樹木が健全であり、その集団の樹容が美観上特に優れていると認めるもので、かつ、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 樹木の集団の存する土地の区域が市街化区域内にあり、かつ、その土地の面積が500平方メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 樹木の集団について、管理協定を締結することとなる日から8年以上保存し、管理が可能であると認めるものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 当該地域において教育的な価値があるものとして認められ、かつ、保全する必要があると認めるものであること。</p>

(2)眺望計画 (条例第11条の2など関連)

市では、「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」に基づいて、景観まちづくりを総合的かつ計画的に推進し、優れた眺望景観の保全を図るため、眺望景観の保全に関する計画(以下「眺望計画」という。)を定めることができる。

「眺望計画」には、以下に示す事項を定めることとし、市長は「優れた眺望景観を保全する必要がある地域等」を定めることができる。

なお、「眺望景観保全地域」とは、現に優れた眺望景観を保全するために必要な土地の区域とし、また「特別地域」とは、眺望景観保全地域内で建築物または工作物の高さや形態意匠が眺望景観に及ぼす影響が特に大きい土地の区域としている。

現在、「大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)」を指定している。

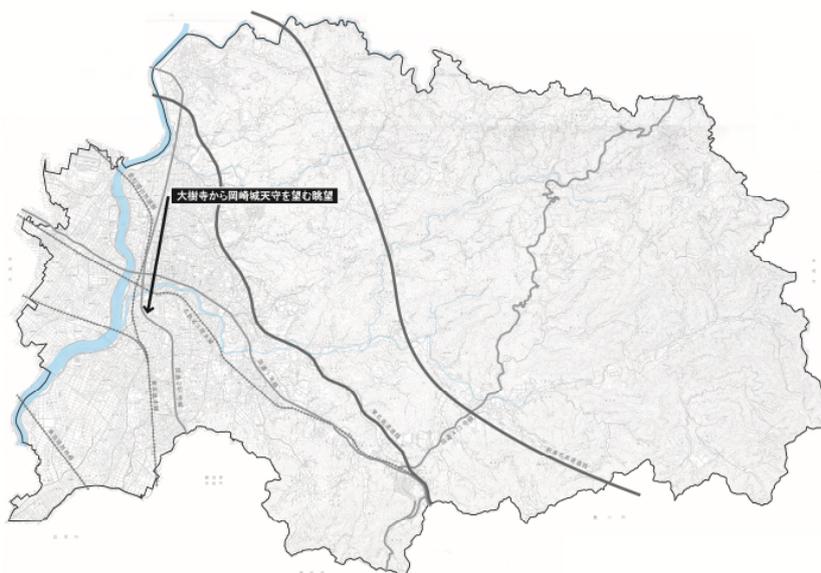


図5-4-1 眺望景観保全地域

表5-4-2 眺望計画に定める事項と地域 (「岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例」第11条の3より)

眺望計画に定める事項
<p>第11条の3 眺望計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 優れた眺望景観を保全する必要がある地域等 (2) 優れた眺望景観の保全に関する方針 (3) 優れた眺望景観の保全のための行為の制限に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、優れた眺望景観の保全に関し必要な事項 <p>2 市長は、前項第1号に掲げる事項として、次に掲げる地域等を定めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 視対象及び眺望点 (2) 眺望景観保全地域 (3) 特別地域

表5-4-3 眺望景観保全地域(特別地域)の概要

名称	地区の概要	区域
大樹寺から岡崎城天守を望む眺望 (面積約 25.5 ヘクタール)	徳川家の菩提寺・大樹寺から徳川家康公の生誕地・岡崎城天守を望む歴史的眺望を保全する地区	大樹寺三門前を眺望点とし、岡崎城天守の後背地を含む約 4.5 キロメートルの眺望空間を保全する区域

大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)
ア.地域の区域

大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)は、大樹寺三門前を眺望点とし、その地上 1.5 メートルの視点から大樹寺総門を通して眺める眺望の中で、視点と見かけ上の岡崎城天守二層下部の延長線とを結ぶことによってつくられる面を、国道 248 号南側(都市計画法の用途地域の近隣商業地域の境界)まで伸ばし、この基準面を地盤に垂直に投影した区域を対象としている。



図5-4-2 大樹寺から岡崎城天守への眺め
(フォトモンタージュ)

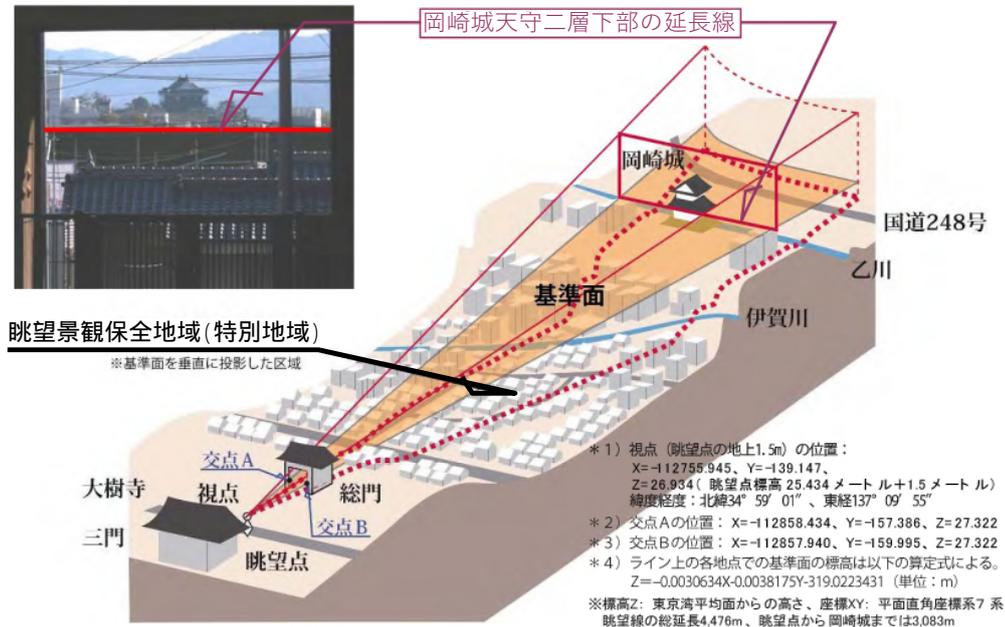


図5-4-3 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)の区域(解説)

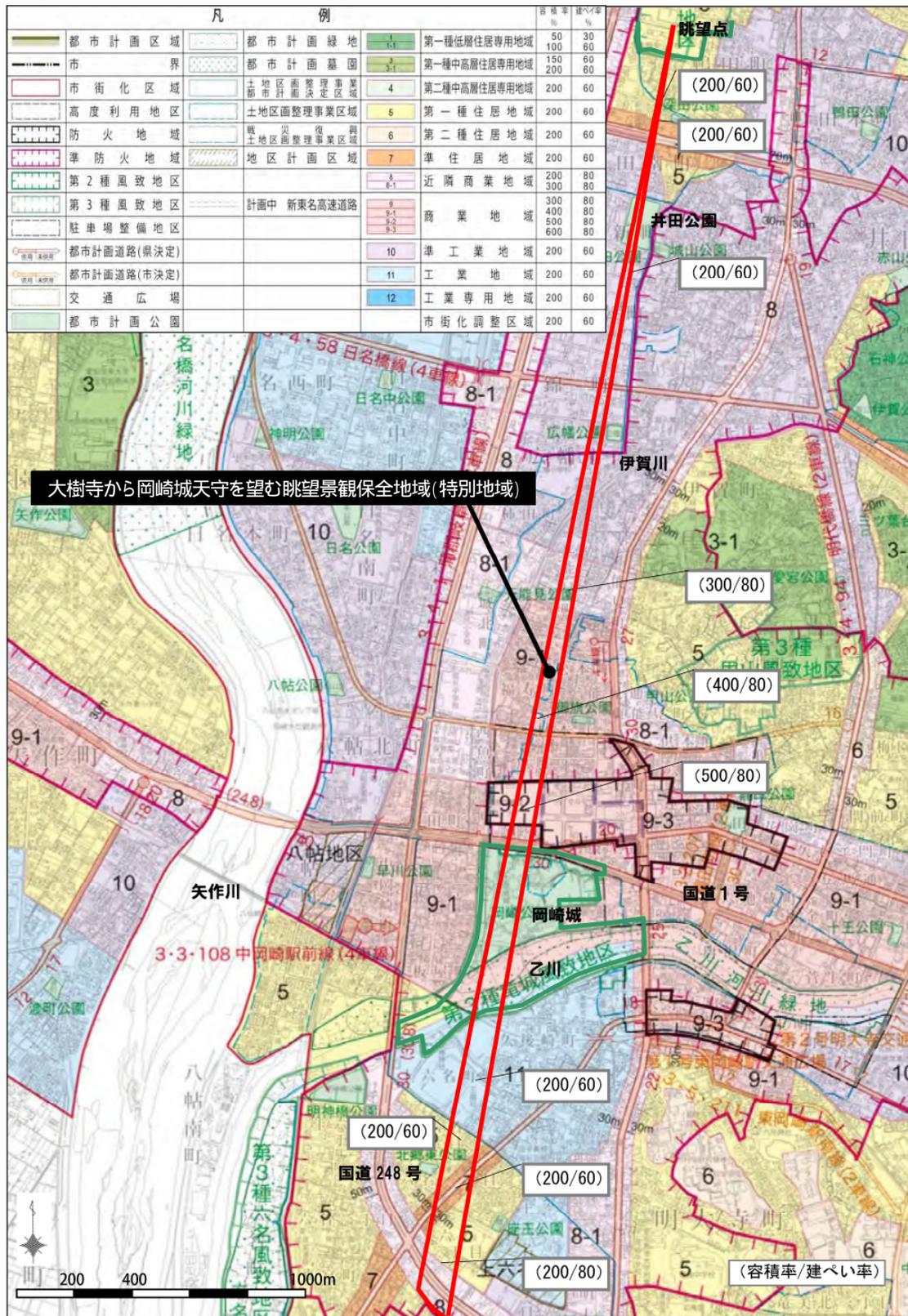


図5-4-4 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)の区域(広域)

イ.将来の景観像

一幅の絵のように美しく、
都市の風格を感じさせる岡崎城の歴史的眺望

ウ.景観形成方針

大樹寺から岡崎城天守への歴史的眺望を確保する
岡崎城と市街地とが一体となって調和する景観の魅力を高める

エ.景観形成基準など

視点を大樹寺三門前に設定し、大樹寺総門内を通して岡崎城天守を眺める眺望のうち、岡崎城天守二層下部の延長線より上部の眺望を確保するため、建築物等の高さの最高限度を定めている。

表5-4-4 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)における景観形成基準

項目		指導基準(改善命令)
工 建 作 物 及 び	高 さ	<input type="checkbox"/> 建築物等の各部分の高さは、区域の範囲に規定する「基準面」の標高値を超えないものとする。
		<input type="checkbox"/> ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観を阻害しないものとして認める場合はこの限りでない。

※標高規制のため、具体的な高さの最高限度は、個々の場所によって異なる。(標高は、東京湾平均海面からの高さ。)

※建築物等の各部分の高さ(屋上の工作物等を含む絶対的な高さ)は、視点の標高(26.934m=眺望点の地盤の高さ25.434m+人の目線の平均的高さ1.5m)に、眺望点から建築物等の各部分までの水平距離に仰角0度12分49秒($\tan 0^\circ 12' 49'' = 0.003728$)を乗じた数値を加えた標高から、建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。

【建築物等の高さの上限の算定式】

$$= (\text{視点の標高 } 26.934 = \text{眺望点の地盤の標高} + 1.5) + (\text{眺望点からの建築物等の各部分までの水平距離} \times \tan 0^\circ 12' 49'') - \text{計画地の地盤標高 (単位: m)}$$

表5-4-5 大樹寺から岡崎城天守を望む眺望景観保全地域(特別地域)における届出対象行為

区分	規模	行為
建築物	<input type="checkbox"/> 近景保全区域:高さが4メートルを超えるもの	<input type="checkbox"/> 新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
	<input type="checkbox"/> 中景保全区域:高さが10メートルを超えるもの	
工作物	<input type="checkbox"/> 遠景保全区域:高さが20メートルを超えるもの	<input type="checkbox"/> 新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替

【適用除外】

- ◆景観計画区域(市全域)の適用除外に定めた事項
- ◆それぞれの保全区域の届出対象行為の規模を超えない高さにおける外観を変更することとなる修繕又は模様替

今後においても、本市の独自条例による取組みについては継続し、きめの細かい対応を図りながら重点区域における歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていくものとする。

第6章 文化財の保存及び活用に関する事項

6-1.文化財の保存・活用の現況と今後

(1)岡崎市全体に関する方針

本市は古く旧石器時代に形成が始まった矢作川や乙川流域の文化を素地とし、その後、中近世には徳川家康公生誕の地である岡崎城を核とし東海道を取り込んだ城下町が形成され、さらに近代以降は度重なる市町村合併等によって拡大し発展してきた。現在を生きるわれわれは、こうした過去から受け継いだ、貴重な歴史文化資産の価値を明らかにし、大切に守るだけでなく、後世に正しい形で伝え残していく責務がある。

市内には、令和5年(2023)2月末現在、国指定文化財30件、県指定文化財47件、市指定文化財251件、総数328件の指定文化財がある。登録有形文化財は20件である。これらの文化財は文化財保護法や愛知県文化財保護条例及び岡崎市文化財保護条例等の法令に基づき、その保存・活用が図られている。

しかし、市内には未指定の文化財も数多くあり、『新編岡崎市史』編さん時(昭和52年(1977)度～平成4年(1992)度)、及び同『額田資料編』編さん時(平成18年(2006)度～平成22年(2010)度)に文化財としての調査はされたものの、未指定文化財は法律の庇護下にはなく知らないうちに滅失してしまうおそれがあるため、それらもまた地域の歴史文化を物語る貴重な資源として捉え、継続的な^{しっかい}悉皆調査を通して、積極的に状況把握に努めていくことが必要となっている。さらに、調査によってその価値が評価されたものについては、所有者の理解を得て、順次、市の指定又は国の登録制度を活用して、適切に保存するよう検討していくものとする。

こうした本市における文化財保護と活用の方針を明確にするために、文化財保護行政のマスタープランとなる「文化財保存活用地域計画」を策定し、文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用を図っていく。

市内には、数多くの文化財があるものの、それらの多くは「点」として存在しており、それぞれをつなぐネットワークや回遊性が不足している現状にある。このため市民や来訪者が文化財の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうために、文化財を巡り、散策する上での拠点となる施設や休憩所、各種案内板を設置し、まちなみ整備と連携した施策を実施していくものとする。

また、市民が身近にある文化財に関心を持ち、その価値に気づき、理解を深め、誇りと愛着のもと自らまちづくりに活かしていけるよう、文化財情報を発信していくものとする。

一方、こうした有形文化財だけでなく、現在も継承されている祭礼行事や民俗芸能、伝統産業等については、少子高齢化、経済事情等により継承が困難な状態になりつつある。これ

らの活動に取り組む団体への支援のしくみを作り、後継者の育成につなげていくものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

岡崎城下及び東海道地区には、岡崎城を中心とする城下町があり、その周辺には松平氏・徳川家ゆかりの社寺が多く存在している。岡崎城跡については、平成15年(2003)3月に「史跡岡崎城跡整備基本構想」、平成16年(2004)3月に「史跡岡崎城跡整備基本計画」を策定し、計画に基づき保存整備事業を実施してきた。計画策定後、10年以上が経過し、発掘調査の蓄積、岡崎公園を取りまく事業計画等諸条件の変化により、岡崎城跡の歴史文化資産としての資産価値を高めるため、基本計画を改訂すべき状況となっている。平成27年(2015)度から28年(2016)度の2か年で「史跡岡崎城跡整備基本計画」を改訂し、この計画に基づいて、今後保存及び活用を進めていく。

岡崎城跡の価値の一つは総構えの広さにある。まずは総構え全体の中で遺構が残されている可能性の高い区域、及び絵図・文献資料等の調査研究により城郭の重要遺構と推定される区域については、機会を捉え順次発掘調査を行っていく。平成28年(2016)年の発掘調査では、菅生川端で横矢柵形を3箇所備えた延長400mに及ぶ城郭石垣が確認された。こうした調査結果により遺構の重要性が高いと確認された範囲については史跡の追加指定を検討する。資料、石垣、発掘等の調査成果の蓄積により、岡崎城跡の本来の形態が明らかとなった事実を活かした整備を実施し、岡崎城跡の価値のさらなる向上をめざす。今回策定する計画では整備の対象を総構えエリアまで広げた範囲とし、その存在規模を視覚的に確認できるような整備を行う。旧城下町である市街地まで流れのある整備・活用を検討し、「岡崎城下二十七曲り」を始め旧東海道までの回遊性の向上を図っていくものとする。

また、岡崎城下及び東海道地区には、祭礼山車が多く残っており、現在も曳き回しが行われている。しかし、後継者不足や巡行ルート確保等の課題があるため、保存会等と連携し継承に向け取り組んでいくものとする。

滝山寺地区は、滝山寺、滝山東照宮、日吉山王社が一つの境内地に建ち、また、この境内地を舞台に滝山寺鬼祭りが行われる。老朽化した建造物については、文化庁等の関係機関と連携を図り、修理を行っていくものとする。

重点区域内には重要文化財を始め数多くの文化財があるが、現状ではその価値が市民に十分に認識されていない状況にあるため、分かりやすいパンフレットやガイドブックの作成、文化財教室の開催等を通じて普及啓発に取り組んでいくものとする。

また、未指定・未登録の歴史的建造物に対する調査研究を、あいちヘリテージマネージャー(建築士)に依頼し、文献調査、関係者へのヒアリング調査、現地調査等により行い、保存及び活用を図るものとする。

6-2.文化財の修理(整備)

(1)岡崎市全体に関する方針

文化財の修理においては、日常的な観察と定期的な現状把握に努め、破損等が判明した場合には、その状況や緊急性を勘案して修理時期を検討し、修理を実施していく。指定文化財の修理及び整備にあたっては、その内容に応じ所有者の経済的負担を軽減するために、必要な経費に対して補助金を交付し、文化財の確実な保存・活用を図る。

市所有の文化財においても、重要文化財建造物「旧額田郡公会堂及物産陳列所」のように、経年劣化による破損が見られるものがあるため、保存活用計画を作成し、適切に維持、管理した上で修理を行っていくものとする。

指定文化財の修理及び整備を実施する場合には、文化財保護法等の法令に基づき、適切な手続きを行った上で、文化庁や愛知県教育委員会から指導、助言を受けるとともに、岡崎市文化財保護審議会等の関係機関の意見聴取の上、実施していくものとする。

また、岡崎城跡等の重要な文化財の整備に際しては、専門家等の知見を得るため、検討委員会を組織し、発掘調査等の調査を実施した上で、史実に基づいた適切な整備を行っていくものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備に際しては、文化財保護法等の法令に基づいた手続を遵守し、関係機関との連携を図り、また専門家等の知見を得ながら実施していくものとする。

岡崎(城址)公園の整備では、岡崎城跡に指定されている岡崎公園が持つ歴史的価値に鑑み、その歴史を活かした公園として再整備を進めていくこととする。岡崎城跡では、平成15年(2003)3月に「史跡岡崎城跡整備基本構想」、平成16年(2004)3月に「史跡岡崎城跡整備基本計画」を策定し、これに基づきこれまで整備を行ってきた。平成27年(2015)から28年(2016)の2か年で「史跡岡崎城跡整備基本計画」を改訂した。その後の資料、石垣、発掘等の調査成果の蓄積により、岡崎城跡の本来の形態が明らかとなった事実を活かした整備を実施していくこととする。総構えを含め遺構が残されている可能性の高い区域については、指定地内外を問わず順次発掘調査を行い、遺構の復元について検討していくものとする。

また、平成26年(2014)度に石垣の現状について悉皆調査と崩落等の危険度の判定を実施しており、今後、専門家による検討委員会を設置し、当時の石積みを可能な限り保存する修理方法を検討した上で、順次修理を行っていくものとする。

現在は市街地となっている旧総構えにあたるエリアでは、旧城郭・旧城下町であるという

歴史的条件を活かしたまちづくりと岡崎公園内と関連させ、総構えの城下町を囲む総堀や二十七曲り(旧東海道)の「見える化」も進め、歴史文化を体感する歩行者空間の整備を行っていくものとする。

岡崎城跡の城郭関連施設であった籠田総門跡、御馳走屋敷跡、また籠田公園、御旗公園等の総堀の遺構が残存している可能性がある箇所については発掘調査を順次進め、遺構が確認できた場合には、保存・復元等の整備方法を検討していくものとする。

重点区域内には、重要文化財建造物を始め、多くの歴史的建造物が存在する。これらの中には、経年による老朽化がみられるものもあることから、適切な修理・修景を実施していく。指定文化財の修理においては、補助金を交付し、適切な文化財の保存・活用を図る。

旧額田郡公会堂及物産陳列所(重要文化財)は、重要文化財としての価値を伝え建物内部も公開していくとともに、本市の文化財を展示する場としての活用などの検討を進め、保存修理を行っていくものとする。

6-3.文化財の保存・活用に向けた施設

(1)岡崎市全体に関する方針

本市には、登録博物館として「岡崎市美術博物館」があり、文化財の収集、保管、調査、研究を行うとともに、様々な展覧会を開催し、文化財の活用を行っている。

その他、文化財の活用を行う施設として、市南部の六ツ美地域の歴史や文化財を展示紹介する「六ツ美歴史民俗資料室」や、藤川宿脇本陣跡に建てられ藤川宿に関する資料を展示する「藤川宿資料館」、人々の暮らしの移り変わりや祭り、岡崎の偉人の功績等の歴史資料を紹介する「岡崎むかし館」がある。岡崎公園内の「岡崎城天守」は江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館となっている。また、同じく岡崎公園内の「三河武士のやかた家康館」では、三河武士や松平氏の歴史と家康公の生涯に関する歴史資料を展示している。民間の施設では、「岡崎信用金庫資料館」や「八丁味噌の郷」等が存在する。

本市は旧石器時代から現代に至るまで連綿と続く歴史や文化を常設で展示、紹介する施設がなく、また市内にある数多くの文化財に対して、それを展示するための施設が不足している。

このため、市内の全ての文化財施設の目的を明確にした上で、個々の施設の役割や機能を整理し体系立てるとともに、特色を持たせてすみ分けるなど、施設が果たす役割を位置づけていくとともに、岡崎の通史を常設で展示、紹介する場を設けるものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

岡崎公園内の施設では、「岡崎城天守」「三河武士のやかた家康館」がある。岡崎城天守は、江戸時代の岡崎を紹介する歴史資料館となっており、三河武士のやかた家康館は、家康公と家康公に仕えた三河武士たちの人間像を中心に展示を行っている。これらの施設は、家康公顕彰の核となる施設として引き続き活用していくものとする。

大樹寺では、大方丈障壁画岡田為恭筆(重要文化財)等の文化財を収蔵する施設、滝山寺では木造観音菩薩・梵天・帝釈天立像(重要文化財)等を安置する宝物殿があり、これらとも連携を図っていくものとする。

旧額田郡公会堂及物産陳列所(重要文化財建造物)は、昭和44年(1969)より市郷土館本館、同収蔵庫棟として利用されていたが、平成22年(2010)度より耐震性能の不足から閉館中である。郷土館の機能は美術博物館に引き継がれたものの、岡崎の通史等の常設展示の場がないなど課題がある。

具体的な活用方法は、保存活用計画策定時に決定することとなるが、耐震補強・保存修理

工事を実施し、建物の価値を示すよう整備し内部を公開するとともに、本市の文化財を展示・紹介する文化財巡りの拠点施設として活用していくことを検討していく。

市民や来訪者が文化財の価値を認識し、保存・活用への意識を高めてもらうため、文化財を巡り、散策する上での観光情報の発信機能やまち歩きの休憩機能を備えた拠点施設の整備を行っていくものとする。

6-4.文化財の周辺環境の保全

(1)岡崎市全体に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響力を持つ。特に建造物や史跡など土地に密着する文化財は、文化財単体にのみ措置を講じるだけでなく、その周辺環境と一体的に措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要で、周辺環境とともに活かされ、保存されるべきである。そのためには、都市計画法や景観法等の関連法令等と連携し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが求められる。

文化財周辺の景観を阻害する要素は、その改善や除去をするとともに、景観法を活用した景観の規制誘導を図ることにより文化財の魅力の向上を図る。また、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン、便益施設等の公共施設は、新たに設置する際や劣化によりその機能を発揮できていないものを再整備する際は、文化財や周辺の環境と調和したものとす。このほか、文化財の周辺環境の景観向上を図るため景観行政と連携して、無電柱化や道路の美装化を推進する。

(2)重点区域に関する具体的な計画

重点区域には、重点的に景観形成を図っていく地区である「大樹寺から岡崎城への眺望」「八帖地区」「藤川地区」の景観形成重点地区が含まれており、文化財も含めた歴史的なまちなみ景観の維持・再生とともに、無電柱化や道路の美装化を推進していく。また、景観を阻害する要素となっている屋外広告物等の除去や修景など歴史的な環境と調和した整備を行うものとする。

街道沿いでは、祭礼山車が今も残され、祭礼の日には山車の曳き回しが現在も行われている。電柱電線類が街道沿いの旧城下町や旧宿場町の面影を残すまちなみを背景に町衆が山車を曳く景観を阻害しているため、無電柱化を進めていく。祭礼等の伝統行事の場として歴史的な趣が感じられるまちなみ景観の整備を進めていくものとする。

6-5.文化財の防災・防犯

(1)岡崎市全体に関する方針

文化財を適切に保存・活用していくために、火災や震災等の災害に対する備えや防犯体制の強化を行う必要がある。

本市の地域防災計画に基づき、適時、適切な修理並びに常に文化財及び周辺的环境整備を実施するとともに、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進し、被害を最小限にできるよう努める。市内に保存されている文化財の実態を把握し、特に、建造物、絵画、彫刻、工芸品など有形の文化財の保護のため、文化財の修理、防災施設の設置及び環境の整備を促進し、火災、風水害及び地震災害に対する予防措置を推進する。

また、消防機関と連携し、文化財防火デー等の機会を利用して、市内の文化財建造物に対する防火査察を実施するとともに、火災を想定した文化財防ぎょ訓練を行い、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、文化財の防火に対する意識の高揚を図っていくものとする。

文化財は、所有者及び地域住民の努力により、災害等から守られ今日まで受け継がれており、文化財所有者、消防署、地元消防団、周辺地域住民が連携を図り、文化財を守っていくという社会意識をより高めていくものとする。

近年、全国的に文化財が傷つけられる事件が発生しているため、防犯設備の設置や定期的な見回り、点検など防犯体制についても強化していくものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、自動火災報知設備、防火水槽、防火壁の設置、消防車両等の進入用道路及び活動用空地の確保を促進し、文化財及び周辺的环境整備を進めていくものとする。地震対策では、文化財建造物を中心に耐震診断を行い、耐震性がない場合は保存修理の際に、耐震工事を行うよう指導していくものとする。

文化財所有者、消防署、地元消防団、周辺地域住民が連携を図り、重点区域内の文化財建造物に対し、防火査察を実施するとともに、火災を想定した文化財防ぎょ訓練を行い、非常時における防災設備の適切な使用や消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、文化財の防火に対する意識の向上を図っていくものとする。さらに、防犯対策も、防犯設備の設置や定期的な見回りを地域の協力の下で行っていけるよう防犯体制を強化していくものとする。

6-6.文化財の保存・活用に向けた普及啓発

(1)岡崎市全体に関する方針

本市では、文化財の保存と活用に対し、広く市民の理解と協力を得るため、文化財情報の提供と様々な普及啓発活動を行っている。毎年、夏から秋にかけて、文化財移動教室を開催し、建造物を始め、美術工芸品、史跡や遺跡、民俗文化財、天然記念物等分野別のコースを設定して、それぞれを専門とする岡崎市文化財保護審議会委員の解説で市内の文化財を巡り、文化財に親しむ機会を設けている。親子文化財教室では、子ども達が体験を通じて、身近な文化財について興味や関心を持つきっかけとなるよう実施している。また、「文化財目録」や「文化財ガイドマップ」等の配布や、指定文化財に対する説明看板の設置を行っている。

しかし、生活の場や身の周りに指定文化財等があることが十分に認知されていないため、学校教育や生涯学習の場においても、文化財への関心と理解の向上を深める場や機会を積極的に設けることが必要である。

身近な文化財を紹介するための案内板や施設等の整備に加え、文化財の公開等を積極的に行い、市民が文化財に親しむ機会を増やしていくものとする。また、イベントやシンポジウム等の開催や、文化財に係る情報を整理し、パンフレット等の情報誌の配布やホームページでの公開等を通じて、多様な形で情報を発信していき、市民が文化財に対して親しみや愛着、誇りを持てるよう努めていくものとする。

文化財への回遊性の向上を図り、観光・交流を促進するため、乗換拠点となる主要駅で文化財パンフレットと共に公共交通マップを配布する。また、バスのフリー切符など企画切符等を検討し、バス、タクシー等を活用した交通環境の整備を検討していく。

指定文化財だけでなく、未指定の文化財も含め、祭礼行事等の無形民俗文化財の調査を実施し、活動記録の作成を行う。無形民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるとともに、さらにはそれらを活かした地域の活性化につなげていくものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については案内板を設置しているが、老朽化したものもあるため、順次更新していくものとする。

岡崎公園内の必要な場所には案内板を設置しているが、岡崎城跡の価値を高めるために、石垣、堀、櫓跡等の遺構や、石垣や城郭特有の動植物等に対する案内板の充実を進めるとともに、総合案内板、方向指示板等の各種サインについても近世の雰囲気に合わせてデザインで統一を図る。また、旧城下町についても岡崎城跡と連動した回遊性の向上に向けて、分か

りやすい周遊コースを設定したり、サイン表示の統一やパンフレット等を作成したりする。

また、来訪者を歴史的資産へ誘導するために観光ルート等に関する案内板を設置する。

文化財移動教室等の開催に関しては、歴史的風致の視点を取り入れ、重点区域を含むコースの設定や子ども向けの歴史学習教室を開催し、本市の歴史文化資産や歴史まちづくりを理解する機会を提供していくものとする。

県指定無形民俗文化財である滝山寺鬼祭りの調査を行い、報告書を作成した。また、映像記録を撮影し、情報発信をしていくものとする。

6-7.埋蔵文化財の取扱いの現状と今後

(1)岡崎市全体に関する方針

本市における周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)は、旧石器時代から江戸時代にわたる約 440箇所が確認されている。

周知の埋蔵文化財包蔵地において開発を行う場合は、事業者が文化財保護法に基づく届出又は通知を行うこととされており、遺跡の保護が困難な場合には、発掘調査を実施し、記録保存とする。

埋蔵文化財の保存及び活用にあたっては、それぞれの遺跡の状況を把握した上で、その保護に十分留意し、文化庁及び愛知県教育委員会の指導や助言を受けながら進めていくものとする。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が必要となる場合は、開発側と協議の上、試掘調査を実施し、その結果を踏まえて現状保存又は記録保存を行うこととする。さらに、開発箇所が埋蔵文化財包蔵地に隣接している場合は、必要に応じて試掘調査や工事立会いを行い、可能な限り埋蔵文化財の保存に努める。

(2)重点区域に関する具体的な計画

重点区域内の埋蔵文化財については、市全体の方針と同様に、開発業者による必要な届出と事前協議を徹底する。試掘調査等による埋蔵文化財包蔵地の現況把握を行い、範囲の拡大についても検討する。

史跡岡崎城跡の価値を高めることを目的に整備を行う上で、復元等を検討する資料とするため、発掘調査や文献調査等の詳細調査を実施する。

岡崎城跡内の月見櫓など復元の可能性がある場所について、順次発掘調査を進めていくものとする。総構えについても、岡崎城の城郭の広さを示すには石垣等を実際に見せていくことが有効であると考え、資料調査により総構え内の総門等の重要な遺構があると推定される場所について、順次、公有地等での発掘調査を行い、史跡指定の追加を検討していくものとする。

6-8.文化財の保存・活用に向けた各種団体との連携

(1)岡崎市全体に関する方針

本市においては、様々な団体が文化財の保存・活用に関わっている。特に、民俗文化財では、「滝山寺鬼まつり保存会」「千万町神楽保存会」「六ツ美悠紀斎田保存会」「デンデンガッサリ保存会」「万足平を考える会」等の活動により保存や伝承がされてきた。また、史跡等においても、地元保存会等が清掃や管理を行っている。

岡崎公園内では、「観光ボランティアガイド」が解説を担当し、その他、「旧本多忠次邸サポーターの会」「悠紀の里サポーターの会」がそれぞれの施設の解説を行っている。さらに、あいちヘリテージマネージャー養成講座を開講している「愛知建築士会」や「愛知県登録有形文化財の所有者の会(登文会)」が、文化財の保存・活用に関する各種取組みを行っている。

今後は、これらの各種団体との連携や多様な活動の一層の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等の支援を積極的に行い、地域住民等が主体となる文化財保護活動を進めていくものとする。

(2)重点区域に関する具体的な計画

岡崎公園内では「観光ボランティアガイド」が公園内の名所や史跡を案内し解説を行っている。旧東海道沿いでは、「藤川まちづくり協議会」「本宿・山中まちづくり協議会」等が地元宿場町等の歴史文化資産の保存と活用を行っている。歴史文化資産を案内する案内人(観光ガイド)の養成、スキルアップを行うなど、これらの活動がさらに活性化していくよう支援を行っていくものとする。

無形民俗文化財では、祭礼山車を保持する保存会や町内会、滝山寺鬼まつり保存会等により継承されているが、後継者不足等の課題があるため、活動費の一部を補助するなど、後継者の育成や開催への支援を行っていくものとする。

また、無形民俗文化財の調査や活動記録の作成を行い、無形民俗文化財の魅力や伝承の大切さを伝えるとともに、地域の活性化につながるよう支援していく。

伝統的な技術や技法を保持する者と、そのもとで技術や技法を習得しようとする者に対し、技術伝承にかかる活動費の支援を行い、伝統的技術・活動の継承支援をしていく。

6-9.文化財の保存・活用に向けた体制の整備

本市では、主に教育委員会事務局社会教育課文化財班が文化財保護事務を担当し、文化財の保存、活用に関する業務を実施している。埋蔵文化財整理事務所も文化財班の所管である。平成27年(2015)4月1日現在の職員数と構成は次のとおりである。

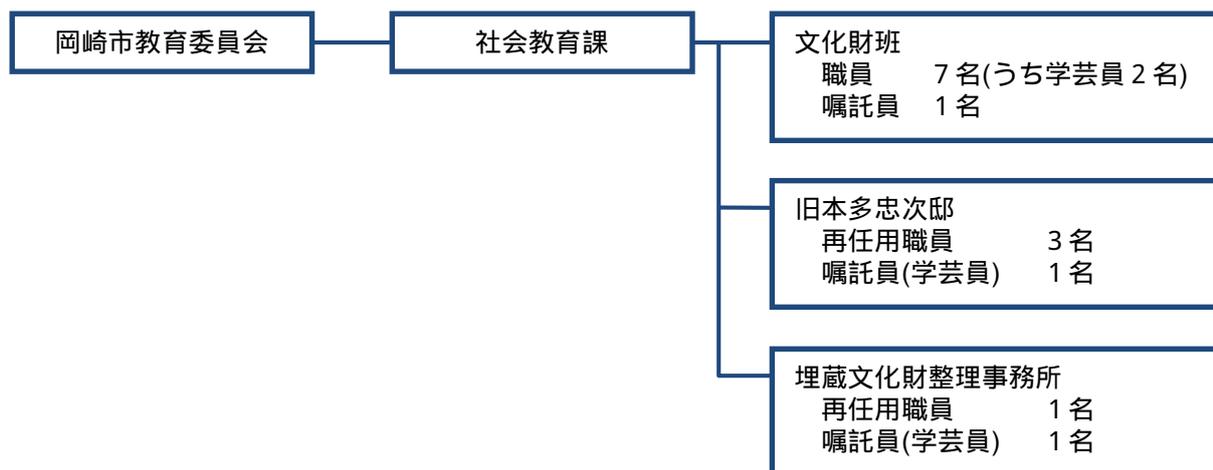


図6-9-1 市教育委員会の体制

教育委員会社会教育課では、従来は文化財の活用よりもむしろその保存に重点を置いてきたが、文化財の活用に関しては、文化芸術部美術博物館や経済振興部観光課等でも実施している。また、岡崎城跡については、都市整備部公園緑地課と連携して整備を進めている。

今後は、まちづくり部局と一層の緊密な連携を図りながら、歴史文化資産を活かしたまちづくりを重点的かつ一体的に推進していくため、必要となる推進体制と組織づくりを行う。また、そうした体制を下支えする特定分野に特化した専門性の高い文化財担当職員(学芸員)の確保及び育成を行う。

一方、文化財の保存と活用に関する重要事項については、文化財保護法第190条第1項及び岡崎市文化財保護条例に基づき設置された岡崎市文化財保護審議会において、調査審議している。

なお、文化財保護審議会は、学識経験者等による委員12名で構成されており、専門分野別では、考古1名、建造物1名、民俗1名、美術工芸1名、天然記念物2名、歴史5名となっている。

今後は、文化財保護審議会で審議される文化財の新たな指定、解除、現状変更、さらには文化財の保存や活用に関する指導や助言を歴史まちづくりに活かすため、文化財部局とまちづくり部局との緊密な連携を図っていくものとする。

